

有期雇用労働者の無期転換

Q. 従業員数が約 30 人の専門商社です。

当社は正社員の定年年齢が 60 歳で、65 歳まで 1 年契約で再雇用することになっていきます。もっとも、本人が希望し、会社が必要と認めた場合には 65 歳以降も再雇用を延長することができます。

先日、そのようにして再雇用期間を延長している従業員から「66 歳まで再雇用されれば、再び正社員になれると聞いた」という申し出がありました。会社としては、その従業員にもうしばらくは働いてほしいと思っはいますが、正社員として担当すべき仕事はありませんし、正社員並みの賃金を支払うこともできません。どのように対応すべきでしょうか。

A. 正社員にする必要はありませんが、都道府県労働局長の認定を受けていない限り、1 年契約ではなく、期間の定めのない労働契約に転換する必要があります。

【無期転換申込権】

労働契約法第 18 条第 1 項によれば、1 年契約や 6 か月契約などの有期の労働契約を更新して、通算の契約期間が 5 年を超えた場合、労働者に無期転換申込権（以下、「転換権」と言います）が与えられます。労働者が転換権を行使した場合、使用者の意向を問わず、有期労働契約が満了した翌日から期間の定めのない（無期の）労働契約に転換することになります。もっとも、無期の労働契約となっても、正社員となるわけではなく、賃金をはじめとする労働条件については、有期の労働契約のときと原則として変わりません。

この労働契約法の規定は、要件を満たせば法律上当然に労働者に与えられるもので、労働契約や就業規則で排除できるものではありません。また、定年後の再雇用者であっても、有期の労働契約である限り適用があり、当該従業員が言うように 60 歳定年後の再雇用期間が 5 年を超えていれば、転換権があると考えられます。

【有期雇用特別措置法】

元来、転換権は、契約社員やパートタイマーなどの非正規社員として永年雇用された労働者の雇用の安定を図るために制定されたものです。定年後の再雇用者のように安定した雇用の下で定年を迎えた労働者のその後の雇用に想定したものではありません。そこで、有期雇用特別措置法（専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法）が制定され、定年に達した後、引き続き雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）について、都道府県労働局長の認定を受けると、転換権が適用されない特例が設けられています。この特例を受けるためには本社所轄の労働基準監督署に「第二種計画認定・変更

申請書」を提出することが必要です。

なお、この特例の対象になるのは、あくまでも定年後再雇用されている労働者のみです。したがって、定年到達後他社に再就職して、有期で雇用されている場合には適用されません。

【今後の対応】

今般申し出があった従業員については、たとえ今後特例認定を受けても、特例を適用することはできません。したがって、正社員になれなくても無期転換したいということであれば、それを認めざるを得ません。もっとも、今後同様の事態を招かないようにするためには、今からでも特例の認定を受けておいた方がよいでしょう。

なお、今年（令和6年）の4月から労働条件明示ルールが改正され、転換権が発生した場合には、労働契約の締結に際しその旨を明示しなければなりません。定年後の再雇用者については有期雇用特別措置法の適用を受ければ必要ありませんが、契約社員やパートタイマーなど有期労働契約での契約期間が5年を超えることとなる場合には、転換権が発生したことを通知しなければなりません。

また、転換権が発生する場合、無期転換した後の労働条件についても明示が必要になります。例えば、無期転換すれば転勤があり得るといった取り扱いになる場合には転換権の発生と併せて、その旨を明示しなければなりません。

ところで、無期転換ただけであれば、文字通りの終身雇用になります。そうした事態を回避するためには、正社員と同様に無期転換者に適用される就業規則にも定年の規定を置いておく必要があります。他社で定年到達した者を雇用するなど、高齢になってから採用することがある場合には、定年年齢を60歳に設定していても、定年年齢を超えて無期転換する場合も想定されます。そうした場合に備えて、65歳や70歳など第二、第三の定年年齢を設定しておくことも検討した方がよいと思います。

(参考)「無期転換ルール」厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21917.html

「人事労務Q&A」は今号をもって終了いたします。長い間ご愛読いただきありがとうございました。

人事労務倶楽部 代表（社会保険労務士）

宮内 雅也

〒666-0151 川西市美山台1-3-122

TEL&FAX 072-795-0969

E-mail jinjiroumu-club@zeus.eonet.ne.jp